

令和6年度砥部町有害鳥獣捕獲隊等育成事業費補助金交付要綱

令和6年8月1日
砥部町告示第181号

(趣旨)

第1条 有害鳥獣捕獲の担い手が減少傾向にある中、有害鳥獣捕獲を効果的に進めるため、砥部町鳥獣被害防止対策協議会及び砥部町有害鳥獣捕獲隊（以下「捕獲隊等」という。）の組織化の促進や、捕獲技術の向上の取組みに要する経費に対し、予算の範囲内で令和6年度砥部町有害鳥獣捕獲隊等育成事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付する。

2 補助金の交付に関しては、砥部町補助金等交付基準に定めるもののほか、この告示の定めるところによる。

(事業実施主体)

第2条 事業実施主体は、捕獲隊等とし、次の要件を満たしているものとする。

- (1) 規約・定款など組織に関する定めを有していること。
- (2) 会計口座を有しており、収支等の会計が明確に記録されていること。
- (3) 活動に関する記録が整備されていること。

(補助対象経費及び補助率)

第3条 補助対象経費及びこれに対する補助率は、別表に定めるとおりとする。

(補助金の交付申請)

第4条 事業実施主体は、補助金の交付を受けようとするときは、令和6年度砥部町有害鳥獣捕獲隊等育成事業費補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、町長に提出しなければならない。

2 事業実施主体は、前項の申請書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかでないものについては、この限りでない。

(補助金の交付決定)

第5条 町長は、前条の規定による申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、必要な条件を付して、補助金の交付を決定し、速やかに申請者に令和6年度砥部町有害鳥獣捕獲隊等育成事業費補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

(補助事業の変更承認申請)

第6条 前条の規定により補助金の交付決定通知を受けた事業実施主体は、補助金の交付決定を受けた事業（以下「補助事業」という。）について、別表に掲げる重要な変更をしようとするときは、令和6年度砥部町有害鳥獣捕獲隊等育成事業費補助金変更承認申請書（様式第3号）を町長に提出し、その承認を受けなければならない。

(補助金の変更交付決定)

第7条 町長は、前条の変更承認申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、必要な条件を付して、補助金の変更交付を決定し、速やかに申請者に令和6年度砥部町有害鳥獣捕獲隊等育成事業費補助金変更交付決定通知書（様式第4号）により

通知するものとする。

（補助事業の中止及び廃止）

第8条 事業実施主体は、補助事業を中止し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ令和6年度砥部町有害鳥獣捕獲隊等育成事業中止（廃止）承認申請書（様式第5号）を、町長に提出し、その承認を受けなければならない。

（補助事業の遂行状況報告）

第9条 事業実施主体は、実施年度の12月31日現在における補助事業遂行状況について、実施年度の1月11日までに令和6年度砥部町有害鳥獣捕獲隊等育成事業遂行状況報告書（様式第6号）を町長に提出するものとする。

（実績報告）

第10条 事業実施主体は、補助事業完了後、速やかに令和6年度砥部町有害鳥獣捕獲隊等育成事業実績報告書（様式第7号）に関係書類を添えて、町長に提出しなければならない。

2 事業実施主体は、前項の実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が明らかになった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 事業実施主体は、第1項の実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額が確定した場合には、その金額（前項の規定により減額した事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を令和6年度砥部町有害鳥獣捕獲隊等育成事業費補助金に係る仕入れに係る消費税等相当額報告書（様式第8号）により速やかに町長に報告するとともに、町長の返還命令を受けてこれを返還しなければならない。

（補助金額の確定）

第11条 町長は、前条の規定による実績報告書の提出があった場合は、その内容を審査し、必要に応じて調査を行い、適当と認めたときは、補助金の額を確定し、その旨を事業実施主体に令和6年度砥部町有害鳥獣捕獲隊等育成事業費補助金額確定通知書（様式第9号）により通知するものとする。

（補助金の請求）

第12条 前条の規定により補助金の額の確定を受けた事業実施主体は、令和6年度砥部町有害鳥獣捕獲隊等育成事業費補助金精算払請求書（様式第10号）を町長に提出しなければならない。

（補助金の交付）

第13条 町長は、前条の精算払請求書を受理した場合は、速やかに補助金を交付するものとする。

（補助金の概算払）

第14条 町長は、前2条の規定にかかわらず、補助事業の実施上必要と認めたときは、補助金の一部又は全額を概算払することができる。

2 事業実施主体は、概算払の交付を受けようとするときは、令和6年度砥部町有害鳥獣捕獲隊等育成事業費補助金概算払請求書（様式第11号）に、関係書類を添えて、町長に提出しなければならない。

（補助金の返還等）

第15条 町長は、第5条の規定による補助金交付決定の通知を受けた事業実施主体が、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金交付決定を取消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) この告示及び補助金交付の条件に違反したとき。
- (2) この告示により町長に提出した書類に偽りの記載があったとき。
- (3) その他補助事業の施行について、不正の行為があったとき。

(財産の管理)

第 16 条 事業実施主体は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）を、補助金等の交付の目的に従って適正に管理しなければならない。

2 事業実施主体は、取得財産等のうち機械及び重要な器具で、取得価格又は効用の増加価格の単価が 50 万円を超えるものを、町長の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸付けし、又は担保に供してはならない。ただし、補助金の交付の目的及び当該財産の耐用年数を勘案して町長が定める期間を経過した場合は、この限りでない。

3 前項ただし書に規定する期間は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定められている耐用年数に相当する期間とする。

4 事業実施主体は、前項に規定する期間中において、処分を制限された取得財産等を処分しようとするときは、あらかじめ町長の承認を受けなければならない。

5 町長の承認を受けて取得財産等を処分することにより、収入があった場合は、その収入の全部又は一部を町に納付させることがある。

(関係書類の保管)

第 17 条 事業実施主体は、補助事業に係る収入支出の帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業終了の年度の翌年度から起算して 5 年間保管しなければならない。

(その他)

第 18 条 この告示に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行し、令和 6 年 4 月 1 日から適用する。

別表（第3条関係）

事業区分	補助対象経費	補助率	重要な変更
1 捕獲隊等の組織化	（1）狩猟免許の更新に係る手数料、保険料等 （2）無線機、帽子、腕章、ベスト等捕獲隊等の装備品に係る経費 （3）表示板、ペンキその他町長が有害鳥獣捕獲に要する消耗品費として認めるもの ※留意事項 補助対象経費の算定にあつては、次の法令等を遵守したものであること。 ・鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号） ・電波法（昭和25年法律131号） ・火薬類取締法（昭和25年法律149号）	2分の1以内	事業の新設又は廃止 事業区分の欄に掲げる1及び2の事業合計での町補助金の増減を伴う事業の変更
2 捕獲技術の向上	（1）講師謝金 （2）射撃施設利用料等の捕獲技術向上のための射撃教習、実地講習等に係る経費		

様式第 1 号（第 4 条関係）

令和 6 年度砥部町有害鳥獣捕獲隊等育成事業費補助金交付申請書

令和 年 月 日

砥部町長 様

事業実施主体

別添のとおり事業を実施したいので、令和 6 年度砥部町有害鳥獣捕獲隊等育成事業費補助金交付要綱第 4 条の規定により、補助金 円を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

（注）様式 A を添付するものとする。

様式第2号（第5条関係）

令和6年度砥部町有害鳥獣捕獲隊等育成事業費補助金交付決定通知書

砥部町指令 6 砥農林第 号
令和 年 月 日

事業実施主体 様

砥部町長 印

令和 年 月 日付けで申請のあった令和6年度砥部町有害鳥獣捕獲隊等育成事業費補助金については、令和6年度砥部町有害鳥獣捕獲隊等育成事業費補助金交付要綱第5条の規定により、下記のとおり補助金を交付します。

記

- 1 この補助金の交付対象となる事業は、令和 年 月 日付けで申請のあった令和6年度砥部町有害鳥獣捕獲隊等育成事業費補助金に係る事業とし、その内容は申請書記載のとおりとする。
- 2 補助金の額は、次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助金の額については、別に通知するところによるものとする。

令和6年度砥部町有害鳥獣捕獲隊等育成事業費補助金
補助金の額 金 円
- 3 補助金の区分は、申請書の経費の配分欄の記載のとおりとする。
- 4 補助事業者は、令和6年度砥部町有害鳥獣捕獲隊等育成事業費補助金交付要綱に従わなければならない。
- 5 補助事業者は、この補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ当該収入及び支出についての証拠書類を、事業終了の翌年度から起算して5年間整備保管しなければならないこと。
- 6 補助事業者がこの補助金に係る交付決定の条件に違反したときは、当該補助金の額の確定後においても補助金の全部又は一部を返還させることがある。

様式第3号（第6条関係）

令和6年度砥部町有害鳥獣捕獲隊等育成事業費補助金変更承認申請書

令和 年 月 日

砥部町長 様

事業実施主体

令和 年 月 日付け、砥部町指令6 砥農林第 号で補助金交付決定通知があった令和6年度砥部町有害鳥獣捕獲隊等育成事業については、令和6年度砥部町有害鳥獣捕獲隊等育成事業費補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり変更したいので、承認されたく申請します。

記

1 変更の理由

2 変更計画の内容

（注）以下、様式Aに準じて記載し、変更前と変更後の内容が対比できるよう二段書きにし、変更前を括弧書で上段に記載すること。

様式第4号（第7条関係）

令和6年度砥部町有害鳥獣捕獲隊等育成事業費補助金変更交付決定通知書

砥部町指令6 砥農林第 号
令和 年 月 日

事業実施主体 様

砥部町長 印

令和 年 月 日付けで変更承認申請のあった令和6年度砥部町有害鳥獣捕獲隊等育成事業費補助金の変更については、令和6年度砥部町有害鳥獣捕獲隊等育成事業費補助金交付要綱第7条の規定により、下記のとおり補助金を変更して交付します。

記

補助金の対象となる事業は、令和 年 月 日付けで変更承認申請のあった、令和6年度砥部町有害鳥獣捕獲隊等育成事業とし、補助金の額については次のとおりとする。

変更前補助金の額（金 円）

変更後補助金の額 金 円

様式第5号（第8条関係）

令和6年度砥部町有害鳥獣捕獲隊等育成事業中止（廃止）承認申請書

令和 年 月 日

砥部町長 様

事業実施主体

令和 年 月 日付け、砥部町指令6 砥農林第 号で補助金交付決定通知があった令和6年度砥部町有害鳥獣捕獲隊等育成事業を中止（廃止）したいので、令和6年度砥部町有害鳥獣捕獲隊等育成事業費補助金交付要綱第8条の規定により、下記のとおりその承認を申請します。

記

- 1 事業の中止（廃止）の理由
- 2 中止の期間（廃止の時期）

様式第6号（第9条関係）

令和6年度砥部町有害鳥獣捕獲隊等育成事業遂行状況報告書

令和 年 月 日

砥部町長 様

事業実施主体

令和 年 月 日付け、砥部町指令 6 砥農林第 号で補助金交付決定通知があった令和 6 年度砥部町有害鳥獣捕獲隊等育成事業について、令和 6 年度砥部町有害鳥獣捕獲隊等育成事業費補助金交付要綱第 9 条の規定により、下記のとおり事業遂行状況を報告します。

記

区 分	計画事業費 A	出来高事業費 B	進捗度 B/A	残高事業費	摘要
	円	円	%	円	

(注) 各事業費欄には、「補助事業に要する経費の額」を記載すること。

様式第7号（第10条関係）

令和6年度砥部町有害鳥獣捕獲隊等育成事業実績報告書

令和 年 月 日

砥部町長 様

事業実施主体

令和 年 月 日付け、砥部町指令6 砥農林第 号で補助金交付決定通知があった令和6年度砥部町有害鳥獣捕獲隊等育成事業について、下記のとおり事業を実施したので、令和6年度砥部町有害鳥獣捕獲隊等育成事業費補助金交付要綱第10条の規定により、その実績を報告します。

（注）様式Aに準じて記載のこと。

様式第 8 号（第10条関係）

令和 6 年度砥部町有害鳥獣捕獲隊等育成事業費補助金に係る
仕入れに係る消費税等相当額報告書

令和 年 月 日

砥部町長 様

事業実施主体

令和 年 月 日付け、砥部町指令 6 砥農林第 号で補助金交付決定通知があった令和 6 年度砥部町有害鳥獣捕獲隊等育成事業費補助金について、令和 6 年度砥部町有害鳥獣捕獲隊等育成事業費補助金交付要綱第 10 条第 3 項の規定により、下記のとおり報告します。

記

- 1 補助金交付要綱第 11 条の補助金の額の確定額
 (令和 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額)
 金 円也
- 2 補助金の確定時に減額した仕入れに係る消費税等相当額
 金 円也
- 3 消費税及び地方消費税の申告により確定した仕入れに係る消費税等相当額
 金 円也
- 4 補助金返還相当額（3－2）
 金 円也

（注）内訳資料、その他参考となる資料を添付すること。

様式第 9 号（第11条関係）

令和 6 年度砥部町有害鳥獣捕獲隊等育成事業費補助金額確定通知書

砥農林第 号
令和 年 月 日

事業実施主体 様

砥部町長 印

令和 年 月 日付けで実績報告のあった令和 6 年度砥部町有害鳥獣捕獲隊等育成事業費補助金について、令和 6 年度砥部町有害鳥獣捕獲隊等育成事業費補助金交付要綱第11条の規定により、下記のとおり補助金額を確定したので通知します。

記

補助金確定額 金 円

様式第 10 号（第 12 条関係）

令和 6 年度砥部町有害鳥獣捕獲隊等育成事業費補助金精算払請求書

令和 年 月 日

砥部町長 様

事業実施主体 ⑤

令和 年 月 日付け、 砥農林第 号で補助金額確定通知があった令和 6 年度砥部町有害鳥獣捕獲隊等育成事業について、令和 6 年度砥部町有害鳥獣捕獲隊等育成事業費補助金交付要綱第 12 条の規定により、金 円を交付されたく請求します。

内 訳

交付決定通知額	金	円也
概算払受領済額	金	円也
今回請求額	金	円也

様式第 11 号（第 14 条関係）

令和 6 年度砥部町有害鳥獣捕獲隊等育成事業費補助金概算払請求書

令和 年 月 日

砥部町長 様

事業実施主体 

令和 年 月 日付け、砥部町指令 6 砥農林第 号で交付決定通知があった令和 6 年度砥部町有害鳥獣捕獲隊等育成事業について、令和 6 年度砥部町有害鳥獣捕獲隊等育成事業費補助金交付要綱第 14 条第 2 項の規定により、金 円を交付されたく請求します。

内 訳

交付決定通知額	金	円也
概算払受領済額	金	円也
今回請求額	金	円也
残 額	金	円也

様式A

1 事業の目的（成果）

2 事業の内容

捕獲隊等育成計画（実績）

区 分	経 費 名	事業費
捕獲隊等の組織化	免許更新手数料 保険料、猟友会費 表示板、ペンキ、その他消耗品等	円
捕獲技術の向上	技能講習料 射撃講習料	円
計		
消費税相当額		
合計		

3 経費の配分

区 分	総事業費 (A + B)	負 担 区 分	
		町補助金 (A)	事業実施主体負担金 (B)
捕獲隊等育成事業	円	円	円
合 計			

4 事業完了(予定)年月日

令和 年 月 日

5 収支予算（精算）

(1) 収入の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減	
			増	減
町補助金	円	円	円	円
合 計				

(2) 支出の部

区 分	本年度予算額 (本年度精算額)	前年度予算額 (本年度予算額)	比較増減	
			増	減
捕獲隊等育成事業	円	円	円	円
合 計				

6 補助金算定表

事業名	補助対象経費	補助率	補助限度額	町補助金額
捕獲隊等育成事業	円	1/2	円	円
合 計		—		

7 添付書類

《計画時》

- ・ 別紙 1
- ・ 事業実施主体の規約・定款
- ・ 事業実施主体が開設している預金口座の写し
- ・ 見積書など経費の積算がわかる書類
- ・ 第 4 条第 2 項により、当該補助金に係る消費税仕入控除税額を減額して申請する場合には、別紙 2 「令和 6 年度砥部町有害鳥獣捕獲隊等育成事業費補助金に係る消費税仕入控除税額集計表」を添付すること。
- ・ その他町長が必要と認めた書類

《実績時》

- ・ 別紙 1
- ・ 経費支出の確認ができる契約書、請求書、領収書等の写し
- ・ 第 10 条第 2 項により、当該補助金に係る消費税仕入控除税額を減額して報告する場合には、別紙 2 「令和 6 年度砥部町有害鳥獣捕獲隊等育成事業費補助金に係る消費税仕入控除税額集計表」を添付すること。
- ・ えひめ地域鳥獣管理専門員が指導・助言等一定の連携・協力等を行った場合は、内容が確認できる書類
- ・ その他町長が必要と認めた書類

別紙 1

○ 事業実施主体の概要

団体名	
所在地	
代表者	
設立年月	
会員数	
主な活動	

○ 隊員名簿

	氏 名	所持免許区分	免許有効期限	有害捕獲活動状況	備 考
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					

別紙 2（第 4 条、第 10 条）

令和 6 年度砥部町有害鳥獣捕獲隊等育成事業費補助金に係る消費税仕入控除額集計表

事業実施主体名	仕入に係る 消費税額(A)	補助率 (B)	仕入に係る消費税等 相当額 (A×B)	備考

- (注) 1 第 4 条第 2 項及び第 10 条第 2 項により、当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額を減額して申請又は報告する場合、内訳を記載すること。
- 2 「仕入に係る消費税額」欄は、当該補助金に係る仕入に係る消費税等相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する金額のうち、消費税法（昭和 63 年法律第 108 号。）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額）を記載すること。
- 3 「仕入に係る消費税等相当額」欄は、補助対象経費に含まれる消費税等相当額のうち、消費税法及び地方税法に規定する仕入に係る消費税等相当額として控除できる金額に補助率を乗じて得た金額を記載すること。